

金融庁は、対象純支払利子等に係る課税の特例（いわゆる「過大支払利子税制」）に関し、制度の趣旨目的等を財務省主税局に確認しつつ、負債の利子に準ずるものとして政令で定める「経済的な性質が支払う利子に準ずるもの」の意義について、下記のとおりとりまとめた。

なお、本件については、国税庁に照会し、「貴見のとおりで差し支えない。」との回答を得ている。

記

I 本照会の趣旨

金融取引に係る租税特別措置法施行令第 39 条の 13 の 2 第 2 項に規定する「経済的な性質が支払う利子に準ずるもの」の解釈適用に関して、過大支払利子税制の趣旨目的を鑑みて、BEP S プロジェクトの行動 4 「利子控除制限ルール」に関する最終報告書の考え方を踏まえて判断される旨を明確にすること。

II 法令の定め〔下線は金融庁による〕

【租税特別措置法】

第 66 条の 5 の 2 法人の平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する各事業年度において、当該法人の当該事業年度の対象支払利子等の額の合計額（以下この項、次項第 6 号及び第 3 項第 1 号において「対象支払利子等合計額」という。）から当該事業年度の控除対象受取利子等合計額を控除した残額（以下この項及び第 3 項において「対象純支払利子等の額」という。）が当該法人の当該事業年度の調整所得金額（当該対象純支払利子等の額と比較するための基準とすべき所得の金額として政令で定める金額をいう。）の 100 分の 20 に相当する金額を超える場合には、当該法人の当該事業年度の対象支払利子等合計額のうちその超える部分の金額に相当する金額は、当該法人の当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 対象支払利子等の額 支払利子等の額のうち対象外支払利子等の額以外の金額をいう。

二 支払利子等 法人が支払う負債の利子（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）その他政令で定める費用又は損失をいう。

三～七 （略）

3～11 （略）

【租税特別措置法施行令】

第 39 条の 13 の 2 （略）

2 法第 66 条の 5 の 2 第 2 項第 2 号に規定する支払う負債の利子に準ずるものとして政令で定めるものは、支払う手形の割引料、法人税法第 64 条の 2 第 3 項に規定するリース取引による同条第 1 項に規定するリース資産の引渡しを受けたことにより支払うべき対価の額（1,000 万円に満たないものを除く。）のうちに含まれる利息に相当する金額、法人税法施行令第 136 条の 2 第 1 項に規定する満たない部分の金額その他経済的な性質が支払う利子に準ずるものとする。

3～38 （略）

Ⅲ 過大支払利子税制の趣旨目的

過大支払利子税制は、平成 24 年度税制改正により創設された。その制度創設時の解説では、同税制について以下のとおり説明されている（財務省「国際課税関係の改正」『平成 24 年度税制改正の解説』508、558～559 頁）。

（508 頁）

関連者等に係る純支払利子等の課税の特例（過大支払利子税制）が創設されました。これは、企業グループ内のような関連者間において、所得金額に比して過大な利子を支払うことを通じて税負担の圧縮を図るような関連者間の租税回避行為を防止し、もってわが国の課税ベースの浸食を防ぐための措置です。

（558～559 頁）

企業の所得の計算上、支払利子が損金に算入されることを利用して、過大な支払利子を損金に計上することで、税負担を圧縮する租税回避が可能です。

近年、主要先進国では、支払利子の損金算入制限措置を強化する傾向にあります。こうした各国の制度などを参考にすると、過大な支払利子への対応手段としては、大きく分けて①過大な利率に対応する手法、②資本に比して過大な負債の利子に対応する手法、③所得金額に比して過大な支払利子に対応する手法という、3つの手法が考えられます。

〔中略〕

わが国は、③に対応する制度を有しておらず、過大な量の支払利子を通じて税負担を圧縮する租税回避に脆弱であるといえます。

特に、企業グループ内のような関連者間においては、借入れを比較的容易に設定できるため、過大な支払利子を通じた税負担の圧縮は、関連者間の租税回避の手段として用いられるおそれが高いといえます。

〔中略〕

以上のような状況を踏まえ、企業の事業活動の実態にも配慮しながら、関連者間において所得金額に比して過大な利子を支払うことを通じた租税回避を防止し、わが国の課税ベースの侵食を防止するための措置を講ずることとされました。〔下線は金融庁による〕

ここでは、過大支払利子税制は、「関連者間において所得金額に比して過大な利子を支払うことを通じた租税回避を防止し、わが国の課税ベースの侵食を防止す

る」ことを目的として創設されたものと説明されている。

その後、過大支払利子税制は、OECD/G20のBEPS (Base Erosion and Profit Shifting) プロジェクト行動4の最終報告書(以下「報告書」という。)を踏まえて、令和元年度税制改正により改正された。この改正については、次のように説明されている(財務省「国際課税関係の改正」『令和元年度税制改正の解説』564～565頁)。

令和元年度税制改正においては、過大支払利子税制について、通常の経済活動に与える影響に配慮しつつ、BEPSリスクによりの確に対応できるよう、BEPSプロジェクトの最終報告書(行動4「利子控除制限ルール(Limiting Base Erosion Involving Interest Deductions and Other Financial Payments)」)の勧告を踏まえた見直しを行っています。

具体的には、対象となる支払利子の範囲について第三者への支払利子を含めるよう拡大するほか、損金算入限度額の計算の基礎となる調整所得金額から国内外の受取配当益金不算入額を除外するとともに、調整所得金額に乗じる「基準値」を20%に引き下げる等の改正が行われました。

BEPSプロジェクトにおいて、支払利子の控除について租税回避との関係で議論がなされ、利子はタックスプランニングに利用できる最も簡単な手法の一つであること、それを多国籍企業グループが活用することによって、国内企業との競争上のゆがみや税収等への影響が生じるのではないかといったこと、その際に関連者間の取引だけではなく、第三者からの借入れを使った場合でも多国籍企業グループにおいて、あえて税率の高い国の企業が借入れを行い、これをより税率の低い国の企業に出資すること等により、税率の高い国から低い国へ税源流出が生ずる可能性について指摘されました。

こうしたことを受けて、BEPSプロジェクトの最終報告書(行動4「利子控除制限ルール(Limiting Base Erosion Involving Interest Deductions and Other Financial Payments)」)において第三者への支払利子も含めて、企業が損金算入可能な利子の額を所得の一定割合に制限する、利子控除制限制度の導入を勧告がされました。

日本の過大支払利子税制は、基本的にBEPSプロジェクトの最終報告書の勧告と同様の考え方に基づくものですが、勧告内容と比べ制限対象となる支払利子の範囲が狭い等の相違がありました。

このため、今般、通常の経済活動に与える影響に配慮しつつ、よりの確にBEPSリスクに対応できるよう、勧告を踏まえた見直しが行われました。〔下線は金融庁による〕

制度の創設当時には、関連者間における過大な利子の支払いが問題視されていたのに対して、令和元年度改正においては、「関連者間の取引だけではなく、第三者からの借入れを使った場合でも多国籍企業グループにおいて、あえて税率の高い国の企業が借入れを行い、これをより税率の低い国の企業に出資すること等に

より、税率の高い国から低い国へ税源流出が生ずる可能性」が問題視されている。そして、これを受けた報告書の勧告が行われ、同勧告を踏まえて令和元年度税制改正が行われた旨の説明が行われている。

ここで、従来の「日本の過大支払利子税制は、基本的にB E P Sプロジェクトの最終報告書の勧告と同様の考え方に基づくもの」であることを前提に、この改正を通じて「通常の経済活動に与える影響に配慮しつつ、よりの確にB E P Sリスクに対応できるよう、勧告を踏まえた見直しが行われた」ものとされていることに加えて、令和元年度の税制改正においては、租税特別措置法施行令第 39 条の 13 の 2 第 2 項に規定する「経済的な性質が支払う利子に準ずるもの」については特に見直されていないことを踏まえれば、この文言は、基本的に報告書の勧告を踏まえたものと理解することが適当と解される。

IV 租税特別措置法施行令第 39 条の 13 の 2 第 2 項における「経済的な性質が支払う利子に準ずるもの」の意義

1 租税特別措置法の規定

冒頭に記載のとおり、我が国の過大支払利子税制はその対象を「対象支払利子等の額」としており（措法 66 の 5 の 2 ①）、これは「支払利子等の額」（同条②一）のうち「対象外支払利子等の額」（同項三）以外の金額と定義されている（同項一）。

この点、「支払利子等」とは、法人が支払う「負債の利子」及び「政令で定める費用又は損失」であり、この「負債の利子」には、「これに準ずるものとして政令で定めるもの」が含まれる（同項二）。そして、「これに準ずるものとして政令で定めるもの」とは大要以下のとおり規定されている（措令 39 の 13 の 2 ②）。

- ・ 支払う手形の割引料
- ・ リース取引（法法 64 の 2 ③）に係るリース資産（同条①）の引渡しを受けたことにより支払うべき対価（1,000 万円以上のもの）のうちに含まれる利息に相当する金額
- ・ 法人税法施行令第 136 条の 2 第 1 項に規定する「満たない部分の金額」
- ・ 経済的な性質が支払う利子に準ずるもの

2 租税特別措置法と報告書との関係

Ⅲで検討したとおり、我が国の過大支払利子税制は、報告書の勧告を踏まえたものであるから、我が国の過大支払利子税制における「支払利子等の額」の範囲は、（対象外支払利子等の額に該当するものを除いて）基本的に、報告書が利子控除制限ルールの対象とすべきとする「全ての形態の借入の利子（Interest on all forms of dept）」、「経済的に利子に相当する資金調達に係る支払（Financial payments that are economically equivalent to interest）」及び「資金調達に関連して生じる費用（Expenses incurred in connection with the raising of finance）」（報告書 2 章パラ 35）に対応しているものと理解できる。

また、租税特別措置法施行令第 39 条の 13 の 2 第 2 項は、「支払う負債の利子に準ずるもの」として、「経済的な性質が支払う利子に準ずるもの」を含めている。このことは、報告書が「経済的に利子に相当する支払か否かを決定する際には、支払の法的形態ではなく経済的実質に焦点を合わせるべき (In deciding whether a payment is economically equivalent to interest, the focus should be on its economic substance rather than its legal form)」(報告書 2 章パラ 35) としていることの趣旨と整合していると考えられる。

3 「経済的な性質が支払う利子に準ずるもの」に該当する金融取引

(1) 総論

報告書においては、例えば、「企業の借入に関連する金融派生商品又はヘッジ手段に基づく、みなし利子額 (notional interest amounts under derivative instruments or hedging arrangements related to an entity's borrowings)」が利子控除制限ルールの適用対象に含まれるべきとされている(報告書 2 章パラ 36)。また、他方で、「借入に関連しない金融派生商品又はヘッジ手段に基づく金額(例えば商品デリバティブ) (amounts under derivative instruments or hedging arrangements which are not related to borrowings, for example commodity derivatives)」は利子控除制限ルールの適用対象に含まれるべきではないとされている(報告書 2 章パラ 39)。

これを我が国の過大支払利子税制に則して考えれば、取引全体の目的や性質から見て金融派生商品取引やヘッジ手段に係る「みなし利子額」と「借入」という企業の資金調達との関係が経済的に密接である場合に、当該支払われる「みなし利子額」が、「経済的な性質が支払う利子に準ずるもの」(措令 39 の 13 の 2 ②) に該当するものと考えることができる。

(2) 一般に「経済的な性質が支払う利子に準ずるもの」に該当するものと考えられる例

金融取引においては、融資に伴う将来の金利変動リスクをヘッジする目的で金利スワップ契約を締結することがある。これにより支払われる金員は、融資に係る支払利子の金額に直接の影響を与える金利変動に係るリスクの回避を目的とする点で、一般的には資金調達と金利スワップ契約とが経済的に密接な関係にあると評価できるから、「経済的な性質が支払う利子に準ずるもの」に該当するものと考えられる。他方で、融資に伴う金利変動リスクをヘッジする目的で締結される金利スワップ契約に関して支払われる金員が「経済的な性質が支払う利子に準ずるもの」に該当するのは、資金調達との間で経済的に密接な関係があることを理由にするのであるから、こうした関係が認められない金利スワップについてまで、一律に「経済的な性質が支払う利子に準ずるもの」に該当するわけではないと考えられる。

(3) 留意すべき事項

上記の例は、一般論を示したものであって、一連の取引全体を俯瞰したうえで、判断の対象となる取引が実質として資金調達との間で経済的に密接な関係を有す

るものか否かの検討を通じ、「経済的な性質が支払う利子に準ずるもの」に該当するかどうかの判断がなされる点には留意が必要である。

なお、「経済的な性質が支払う利子に準ずるもの」（措令 39 の 13 の 2 ②）に該当するか否かは、判断の対象となる取引の経済的な性質に着目して判定されるのであるから、例えば、法人の会計処理において「支払利息」等の勘定科目で計上されているからといって直ちにこれに該当するものではないと考えられる。また、経済的な性質に着目する結果、これには、消費貸借契約に係る利息を始めとした法的な意味での借入れの利子よりも幅広いものが該当する可能性がある一方で、授受される金員の算定に当たって市中金利を参照する（例えば、為替の先物相場は直物相場をもとに 2 通貨間の金利によって決められており、金利の計算要素が含まれる）など、取引の一部において金利の計算要素を考慮することのみをもって、「経済的な性質が支払う利子に準ずるもの」を生じるものと判断されるわけではないと考えられる。

（国税庁注）租税特別措置法通達 66 の 5 の 2 - 5 において、私法上の利子ではない調整差金について、その経済的実質に鑑みて、その調整差金を「経済的な性質が支払う利子に準ずるもの」に含めるとしているが、これは上記の考え方と整合するものと理解できる。

（以 上）

(参考)

OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project 『Limiting Base Erosion Involving Interest Deductions and Other Financial Payments Action 4 - 2016 Update』 33～34 頁〔下線は金融庁による〕

Chapter 2

Interest and payments economically equivalent to interest

33. Interest cost is treated as a tax deductible expense in most countries, but each country applies its own approach to determine what expenses are treated as interest and therefore deductible for tax purposes. It is not the aim of this report to recommend a definition of interest that is applied by all countries for all tax purposes. Differences will continue to exist between countries as to the items treated as deductible interest expense and countries will continue to use their own definitions of interest for other tax purposes, such as for withholding taxes. However, in identifying best practices for the design of rules to address base erosion and profit shifting, there are benefits in countries taking a broadly consistent approach to the items that should be covered by such rules, improving certainty for business and ensuring a coherent approach to tackling the issue across countries. This chapter therefore sets out the items which should be the subject of a best practice rule to tackle base erosion and profit shifting.

34. At its simplest, interest is the cost of borrowing money. However, if a rule restricted its focus to such a narrow band of payments, it would raise three broad issues:

- It would fail to address the range of base erosion and profit shifting risks that countries face in relation to interest deductions and similar payments.
- It would reduce fairness by applying a different treatment to groups that are in the same economic position but use different forms of financing arrangements.
- Its effect could be easily avoided by groups re-structuring loans into other forms of financing arrangement.

35. To address these issues, rules to tackle base erosion and profit shifting using interest should apply to interest on all forms of debt as well as to other financial payments that are economically equivalent to interest. Payments that are economically equivalent to interest include those which are linked to the financing of an entity and are determined by applying a fixed or variable percentage to an actual or notional principal over time. A rule should also apply to other expenses incurred in connection with the raising of finance, including arrangement fees and

guarantee fees. This chapter includes a non-exhaustive list of examples of the types of payment that should be covered by a rule, but it is left to each country to determine how this should be reflected within its domestic law, taking into account existing definitions of interest and other payments. In deciding whether a payment is economically equivalent to interest, the focus should be on its economic substance rather than its legal form.

36. A best practice rule to address base erosion and profit shifting using interest expense should therefore apply to: (i) interest on all forms of debt; (ii) payments economically equivalent to interest; and (iii) expenses incurred in connection with the raising of finance. These should include, but not be restricted to, the following: payments under profit participating loans

- imputed interest on instruments such as convertible bonds and zero coupon bonds
- amounts under alternative financing arrangements, such as Islamic finance
- the finance cost element of finance lease payments
- capitalised interest included in the balance sheet value of a related asset, or the amortisation of capitalised interest
- amounts measured by reference to a funding return under transfer pricing rules, where applicable
- notional interest amounts under derivative instruments or hedging arrangements related to an entity's borrowings
- certain foreign exchange gains and losses on borrowings and instruments connected with the raising of finance
- guarantee fees with respect to financing arrangements
- arrangement fees and similar costs related to the borrowing of funds.

37. It is recognised that foreign exchange gains and losses on instruments to hedge or take on a currency exposure connected with the raising of finance are not generally economically equivalent to interest. A country may however wish to treat some or all foreign exchange gains and losses on these instruments as economically equivalent to interest, in line with local tax rules and to reflect the economics of the currency exposure.

38. Throughout this report, references to interest should also be taken to include amounts economically equivalent to interest, unless the context clearly requires otherwise. Similarly, where the report refers to a group's or entity's interest income, this includes receipts of amounts economically equivalent to interest based on the

definition and examples in this chapter.

39. The best practice approach does not apply to payments which are not interest, economically equivalent to interest or incurred in connection with the raising of finance. Therefore in general, the rules set out in this report should not limit deductions for items such as:

- foreign exchange gains and losses on monetary items which are not connected with the raising of finance
- amounts under derivative instruments or hedging arrangements which are not related to borrowings, for example commodity derivatives
- discounts on provisions not related to borrowings
- operating lease payments
- royalties
- accrued interest with respect to a defined benefit pension plan.

40. However, any payment (including those listed above) may be subject to limitation under the best practice approach where they are used as part of an arrangement which, taken as a whole, gives rise to amounts which are economically equivalent to interest.